

平成 29 年第 1 回

茅ヶ崎市議会臨時會議案

平成 29 年 2 月 3 日提出

目 次

議案第 1 号	茅ヶ崎市災害対策基本条例	-----	1
報告第 1 号	専決処分の報告について	-----	1 4
報告第 2 号	専決処分の報告について	-----	1 5

議案第1号

茅ヶ崎市災害対策基本条例

平成29年1月16日地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、茅ヶ崎市災害対策基本条例の制定の請求を受理したので、同条第3項の規定により、次のとおり意見を付けて議会に付議する。

平成29年2月3日提出

茅ヶ崎市長 服 部 信 明

提案理由

本案は、地方自治法第74条第3項の規定により提案する。

茅ヶ崎市災害対策基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 防災会議（第8条—第9条）
- 第3章 地域防災計画（第10条—11条）
- 第4章 予防対策（第12条—第19条）
- 第5章 応急対策（第20条）
- 第6章 復興対策（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策に関し、基本理念を定め、市民及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市民及び事業者による地域における防災活動及びこれを推進する基本的な事項を定めることにより、茅ヶ崎市地域防災計画等に基づき市が実施する防災対策を推進し、もって茅ヶ崎市における地域特性を踏まえたクラスター火災を含む災害の予防軽減を図る地域社会の実現及び総合的防災のまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発により生じる被害をいう。

- (2) 複合災害 異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発が複合的に発生することにより生じる被害をいう。
- (3) 防災 災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合の被害の拡大を防止することをいう。
- (4) 災害対策 災害に対する準備、災害時の応急対策及び復旧活動まで一連の活動全体をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- (6) 事業者 市内において事業経営を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (7) 学校等 学校及び保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者をいう。
- (8) 要配慮者 災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。
- (9) 帰宅困難者 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は来所する者で災害の発生により帰宅することが困難になったものをいう。
- (10) 指定緊急避難場所 災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所をいう。
- (11) 広域避難場所 指定緊急避難場所のうち、災害によって大規模な火災が発生したとき、そのふく射熱や煙から身を守ができる場所をいう。
- (12) 安全面積 一団の広域避難場所1か所あたりに確保される面積をいう。

(基本理念)

第3条 災害対策は、市民、事業者及び市が一体となって検討し、必要に応じて連携・協働して着実に実施されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）

にのっとり、自主的な防災活動に努める。

2 市民は、基本理念にのっとり、他の市民及び事業者が行う防災活動に協力するよう努める。

3 市民は、基本理念にのっとり、市の作成する防災に関する計画に對して意見を述べるなど、市が行う防災活動に協力するよう努める。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、災害が発生した場合に、事業所に来所する者、従業員及び市民の安全を確保する等、自主的な防災活動に努める。

2 事業者は、基本理念にのっとり、市民及び他の事業者が行う防災活動に協力するよう努める。

（市の責務）

第6条 市は、基本理念にのっとり、国、県、他の市町村、防災関係機関等と協力して防災に関する計画を作成し、及び実施するとともに、市民及び事業者による地域における防災活動の推進を図るものとする。

（議会の責務）

第7条 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、災害対策に関する必要な調査及び研究並びに市長への助言及び提言を行うよう努めなければならない。

2 議会は、茅ヶ崎市議会基本条例第4条第2項に基づき、防災に関する市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行うよう努めなければならない。

3 議会は、市内の被害の状況に関する情報を収集し及び整理し、並びに市長に提供するとともに、市長と協力し災害に関する必要な情

報を市民に発信するよう努めなければならない。

4 議会は、市長と協力し国及び県への働きかけを行い、災害の予防対策、復旧対策及び復興対策の推進に努めなければならない。

第2章 防災会議

(防災会議の設置)

第8条 防災会議を設置する。

2 防災会議は、市長が任命する委員によって構成する。

3 前項の委員には、次に掲げるものを含まなければならない。

- (1) 公募による市民及び事業者
- (2) 市内で防災に係る活動を行う団体
- (3) 科学的知見を有する専門家

4 防災会議に、市の職員で構成する事務局を置く。

(防災会議の活動)

第9条 防災会議は、災害対策基本法第42条第1項の規定に定める地域防災計画で定める事項について協議し、意見を述べ、必要な調査その他の活動をする。

2 防災会議の運営及び施策を実施するため、必要な予算措置を講ずる。

第3章 地域防災計画

(地域防災計画)

第10条 市は、災害対策基本法第42条第1項の規定により定める地域防災計画を定めるにあたっては、防災会議の意見を聞かなければならない。

2 市は、地域防災計画を定めるにあたっては、総合的防災の観点から、複合災害の場合も勘案しなければならない。

(市民参加)

第11条 市は、防災に関する計画の策定、変更、及び実施状況の確認を行うにあたっては、市民及び事業者の意見を聞くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第4章 予防対策

(防災まちづくり計画と事業の推進)

第12条 市は、市民、事業者及び国等の協力を得て防災まちづくりに関する計画の策定及び事業の推進に努めなければならない。

(防災に関する広報等)

第13条 市は、防災に関する広報を充実させるため、必要な施策を講じなければならない。

- 2 市は、防災に関する活動を支える人材を育成し、活用するため、必要な施策を講じなければならない。
- 3 市は、防災に関する啓発活動を推進しなければならない。
- 4 市は、災害危険情報等防災に関する情報の提供並びに市民及び事業者との情報の共有化を推進しなければならない。

(指定緊急避難場所)

第14条 市は、指定緊急避難場所の指定にあたっては、総合的防災の観点から、複合災害の場合も勘案しなければならない。

(広域避難場所)

第15条 市は、広域避難場所の指定にあたっては、安全面積について広域避難場所指定地域に居住する市民1人あたり2平方メートル以上を確保しなければならない。

- 2 前項の規定は、この条例の規定の施行の際現に存する広域避難場所がこれらの規定に適合しない場合においては、当該広域避難場所に対しては、当該規定は、適用しない。この場合において、市は、当該広域避難場所が前項の規定に適合するよう努めなければならない。

い。

(要配慮者対策)

第16条 市は、市民及び事業者の協力を得て、防災に関して要配慮者に配慮した施策を策定し、体制を整備しなければならない。

2 市は、前項の規定に基づき、災害時要配慮者支援計画を作成し、災害時要配慮者の安否確認、避難誘導、避難生活支援その他の具体的な支援体制を整備しなければならない。

(帰宅困難者対策)

第17条 市は、災害時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ、近接する自治体、県及び鉄道事業者その他の防災関係機関との連携を図り、必要な措置を講ずるとともに、帰宅困難者対策を推進しなければならない。

2 事業者は、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

3 学校等は、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他の帰宅困難者の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 前2項の帰宅困難者対策を確立するため、事業者及び学校等は、従業員、職員、幼児、児童、生徒等の早期帰宅の抑制に伴う備蓄物資の整備、一時的に待機する場所の確保、適切な情報提供等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(ブロック塀等の安全の確保)

第18条 市は、ブロック塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、安全の確保及び改修についての指導を行うよう努めなければならない。

2 市は、建築物の外壁のタイル、窓ガラス等の落下危険物の落下を防止するため、安全の確保及び改修についての指導を行うよう努め

なければならない。

(市の備蓄及び調達)

第19条 市は、災害時における市の被害を事前に想定し、物資の備蓄及び調達を推進しなければならない。

2 市は、市民及び事業者と連携し、災害時における物資の輸送及び管理に係る体制を整備しなければならない。

第5章 応急対策

(市の応急対策措置)

第20条 市は、災害時においては、市民及び事業者の協力を得て、国等と一体となって、直ちに必要な措置を講じなければならない。

2 市は、災害時においては、ボランティア等による被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、活動拠点の提供等必要な支援を行わなければならない。

3 市は、災害時においては、帰宅困難者に配慮した措置を講じなければならない。

第6章 復興対策

(市の復興対策措置)

第21条 市は、復興対策を行うに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、復興対策を行うに当たっては、市民、事業者及び国等との連携体制を確保するものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

市長意見書

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土であり、近年も一市町村のみならず多くの市町村や都道府県に被害をもたらす激甚な自然災害がしばしば発生しています。

このような中、我が国における災害対策法制としては、その基本法である災害対策基本法が昭和36年に制定されておりますが、この法律の制定以前は、各省庁をはじめ、自治体や公共機関などが、必要に応じて個々に災害対策を講ずる体制であったために、充分な効果があげられず、一つの市町村だけでは的確な対策をとり得ないといった状況がありました。

そこで、国は災害対策基本法を制定し、災害予防から災害発生後の応急対策、復旧復興まで一貫した災害対策を実施していくこととしました。また、先に申し上げましたとおり、それまでの災害対策には総合調整の仕組みが存在せず、ややもすると、各省庁や都道府県、市町村などが個別に対応をとっていたことからこれを見直し、各分野の取組の調整をとって総合的な防災対策を推進することとしました。

なお、参議院法制局によると「基本法」とは制度、政策に関する理念、基本方針を示すとともに、それに沿った措置を講ずべき事を定めているとされています。現在、教育基本法をはじめ38の法律があります。

災害対策基本法（以下「法」という。）もその意味から災害に対する基本方針として、災害の定義、基本理念、国、都道府県、市町村それぞれの責務、住民や事業者の責務、防災に関する組織、防災計画を

規定したうえ、災害の予防、災害応急対策、災害復旧、被災者の援護を図るための措置などを定めております。

そして、この基本方針から国、公共機関、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の発生の場合にその被害をできる限り軽減するため、平時から周到な防災計画を作成し、関係機関、団体の緊密な連絡調整を確保し、適時適切な対策を講ずることができる防災計画の全国ネットワークを形成し、これに基づいて総合的かつ計画的な災害対策を実施することとされたところです。

具体的には、総合的な防災行政の整備については、防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関として、法第11条により国においては内閣総理大臣を議長とする中央防災会議を設けることとともに、法第14条では都道府県防災会議を、法第16条では市町村防災会議を設けることが義務づけられ、本市においても茅ヶ崎市防災会議を「茅ヶ崎市防災会議条例」により設置しております。

さらに、法第15条においては都道府県防災会議の組織として、会議を構成する委員についても規定され、市町村防災会議もこれに準じることとされています。

また、国全体として統一のとれた防災行政が実施されることが必要であることから、中央防災会議による地方防災会議への助言や勧告の規定も設けられております。

そして、計画的な防災行政を推進するため、国の中核防災会議が防災基本計画を作成し、この計画に基づき都道府県と市町村の防災会議が、それぞれ上位の計画には抵触しないよう地域防災計画を作成することが義務付けられ、さらに、市町村が地域防災計画に定め取り組むべき事項として、防災に関する組織の整備、防災教育や防災訓練、防災に必要な物資等の備蓄、円滑な相互応援のための必要な措置、指定

緊急避難場所の指定、避難行動要支援者名簿の作成、ハザードマップの作成など「災害予防に関すること」をはじめ、警報の伝達及び警告、事前措置及び避難に関することなどの「災害応急対策」、さらに、災害時における「応急措置」、避難所生活環境の整備や広域一時滞在、物資等の供給及び運送などの「被災者の保護に関すること」、罹災証明書の交付や被災者台帳の作成など「被災者の援護を図るための措置」などが位置付けられています。

また、国は、大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず法の見直しを行っており、東日本大震災を契機とした平成24年6月及び25年6月の大改正を含め、28年5月までに61回の改正を行っています。この法改正に伴い、国の防災基本計画も制定以来18回の修正を重ねており、これに合わせ全ての都道府県や市町村の地域防災計画が修正されていることからも、法改正により見直された事項について迅速に計画へ反映させることが求められています。

以上、国、都道府県、市町村などによる公助の取組については、法や法に基づく地域防災計画に詳細に規定し、防災行政の一貫性を基本とした防災対策を講ずることとされており、市町村防災会議に関する事、災害対策本部に関する事、応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する事及び被災者の公的徴収金の減免等に関する事以外は、自治体ごとに個別の条例を定めることを求めてはおりません。また、計画的防災行政の推進にあたっては、都道府県や市町村の地域防災計画の作成等において、上位の防災会議は必要な助言や勧告ができることとされているところです。

一部の市町村において制定されている条例では、法において総論的に規定されている市民、事業者、自主防災組織等の行動規範について具体的に規定し、これらの取組と一体となる公助の役割を基本理念と

して示しているものが見受けられますが、本市におきましては既にこうした取組全般にわたり地域防災計画に定めております。その一つとして、市民の責務につきましては条例として規定するまでもなく、地域の皆様と地域防災計画の具現化に向けた取組を行っており、地域防災力強化に努めていただいているところです。

続いて、このたびご提案いただきました「茅ヶ崎市災害対策基本条例案」から、いくつか所見を述べさせていただきます。

条例案には「目的」や「基本理念」等が記されておりますが、市民の生命、身体及び財産を守るために、市民や市あるいは様々な関係機関がそれぞれの役割を全うしなければならないという防災・減災対策の理念につきましては、法において作成が義務付けられている茅ヶ崎市地域防災計画において、その基本方針となる「茅ヶ崎市の防災ビジョン」を掲げ、防災対策を推進することとしております。

また、大規模地震火災への対応としての広域避難場所につきましては、昭和46年に神奈川県防災会議が作成しました「神奈川県大震火災避難対策計画」の中で基準が示されており、本市においてもこの計画に基づき広域避難場所を指定し、「茅ヶ崎市地域防災計画」にその旨を明記しております。先に申し上げましたとおり、地域防災計画には、上位の防災会議による助言や勧告がされることとなっていることから、様々な防災施策がある中、広域避難場所の基準のみを計画でなく法形式である条例で定めることは適切でないと考えております。本市の広域避難場所につきましては、昭和50年から順次指定してきたところですが、一部の広域避難場所につきましては、指定当時に比べ周囲の環境が大きく変化していることから、来年度までを検証期間として、広域避難場所としての安全性の再評価や新たな広域避難場所の指定といったことについて、「神奈川県大震火災避難対策計画」に基

づき、検討を行っているところです。

さらに、自治体運営の基本原則となる「茅ヶ崎市自治基本条例」に、国、都道府県及び市町村が行う防災対策の一貫性に影響のない本市としての災害に対する基本的な考え方や、武力攻撃や緊急対処事態を含んだ「危機管理」に関する規定を設けるか否かについて、平成29年度から検討を始めるところです。

このたびご提案いただきました条例案に示されております項目の多くは既に法や地域防災計画に備わっており、また、広域避難場所についての検討や「茅ヶ崎市自治基本条例」に関する検討を進めている現状を踏まえますと、条例化の必要はないものと判断いたします。

本市といたしましては、引き続き、法や茅ヶ崎市地域防災計画に則り、防災・減災につながる取組を着実に進め、この度ご署名をいただいた市民の皆様の声をしっかりと受け止め、災害に強い茅ヶ崎市を作りまいります。

平成29年2月3日

茅ヶ崎市長 服 部 信 明

報告第1号

専決処分の報告について

次のとおり平成28年11月21日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成29年2月3日提出

茅ヶ崎市長 服 部 信 明

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金11,580円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

平成26年10月2日午後6時頃、赤羽根1788番地2地先において、相手方が歩行中に道路上のへこみに足を取られ転倒し、負傷したため、これに対する医療費等を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり平成28年12月9日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成29年2月3日提出

茅ヶ崎市長 服 部 信 明

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金20,407円
- 2 損害賠償の相手方 市外在住の女性
- 3 損害賠償の理由

平成28年11月8日午後5時20分頃、堤18番9地先において、相手方が自転車で走行中に道路上の穴にタイヤがはまつたことにより、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。